資料５

令和

**情報通信技術を活用した大阪府議会の活動の推進に関する
条例概要（案）**

**◆制定する目的**

議会に係る手続のオンライン化等に向け、委員会条例等で規定する手続以外の手続について対応できるよう、書面等で行うと規定する手続を読み替える新たな条例を制定する。

**◆情報通信技術を活用した大阪府議会の活動の推進に関する条例（仮称）**

|  |
| --- |
| **１．対象となる条例**○　議会に係る手続を規定する条例、規則、規程、要綱及び要領を対象とする。　　ただし、個別にオンライン化等を規定する委員会条例等を除く。 |
| **２．各手続の読み替え**○　条文において「書面」「○○書」等の紙媒体や対面で行うこととなっている手続について、オンライン化できるよう読み替える。 |
| **３．署名、押印等の電子化****○　手続において署名や押印が必要と規定している手続について、電子署名やその　他の氏名等を明らかにする措置により代えることを可能とする。** |
| **４．システムを使った手数料の納付****○　手数料の納付が必要となる手続について、情報システム（クレジットカード等）を利用した方法を可能とする。** |
| **５．適用除外とする手続****○　手続の性質上、原本・対面による確認、原本の交付、法的な制限等によりオンライン化等が不可能なものについては適用除外とする。****○　また、各条例において、既にオンライン化の規定が定めているものについては、そちらを優先し、本条例を適用しない。** |
| **６．提出する書面の省略****○　手続において添付することとなっている書面について、書面の内容が情報システムを利用する方法で確認できる場合に、書面の省略を可能とする。** |

【施行日】

　令和６年４月１日